

## よくある質問

## 1 一般家屋の解体を請け負っているが、事前調査は必要なのか

これまでも、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の受注者は、吹付け材や断熱材等について石綿含有の有無を解体前に調査し、その結果を当該工事場所に掲示しなければなりませんでした。

今回の大気汚染防止法の改正（以下「法改正」という。）により、令和3年4月1日から全ての特定建築材料（石綿含有建材）が事前調査の対象となり、元請業者は解体等工事に係る建築物等の全ての部分について調査を行うこととなります。（表1）

表1 解体等工事に係る調査等

	解体等工事			事前調査等義務なし 特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事)に該当しないことが明らかな工事 1 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの 2 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等(平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの
	事前調査等義務あり		事前調査等義務なし	
	石綿含有	石綿なし		
作業基準 遵守義務	○	×		
届出義務	(レベル1,レベル2)	(レベル3)	—	
	届出対象 特定工事	特定工事	×	
事前調査 結果の 掲示義務	○	○	○	

## 2 事前調査とはどのように行うのか

事前調査の方法の概略は、次のとおりです。

## (1) 設計図書その他の書面による調査

- ア 設計図書等の確認による、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日の調査
- イ 使用されている建築材料の種類調査
- ウ 使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（国土交通省・経済産業省）等

使用した石綿含有の有無の調査 等

(2) 特定建築材料の有無の目視による調査

- ア 解体等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか
- イ 建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認
- ウ 特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定 等

(3) 分析

適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号））に依頼

なお、事前調査において当該建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合には、着手後に目視が可能となった時点で調査を行って下さい。

### 3 事前調査は資格者が行わなくてはならないのか

厚生労働省が公表している指針等によれば、事前調査は、石綿に関して一定の知見を有し、的確な判断ができる者（① 建築物石綿含有建材調査者、② 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者、③ 日本アスベスト調査診断協会に登録された者）が行うこととなっていますが、今回の法改正により事前調査を行う資格者が明確に示され、令和5年10月1日以降は、建築物石綿含有建材調査者が行わなくてはなりません。

建築物石綿含有建材調査者とは、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定めており、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者の3つに区分されています。

### 4 「建築物石綿含有建材調査者」の資格はどうすれば取得できるのか

当課で把握している建築物石綿含有建材調査者講習実施機関としては、一般財団法人 日本環境衛生センター、一般社団法人 環境科学対策センターなど、全国で20機関がありますが、北海道内で講習を実施した実績がある、または今後予定されているのは、前述の2機関と一般社団法人 日本石綿講習センター（所在地：札幌市）、（公社）北海道労働基準協会連合会、及び建設業労働災害防止協会北海道支部 になります。

講習の受講資格や実施日程等の詳細は、それぞれのホームページ等で確認して下さい。

### 5 戸建て住宅ではどのような場所に石綿含有建材が使用されているか

住宅によって使用されている建材は様々ですが、国土交通省の「目で見えるアスベスト建材（第2版）」によれば、外壁のサイディング、軒天や内壁等に使用されているせっこうボードやけい酸カルシウム板第1種、また、スレート板やビニル床タイル・シート、石綿セメント円筒（汲み取り式便所の換気管等）などに石綿が含有している可能性があります。

## 6 法改正によりレベル3相当の石綿含有建材の解体方法はどうか

これまでレベル3相当の石綿含有建材（石綿含有成形板等）の除去方法は、湿潤化すること、手作業によりできるだけ原形のまま取り外すこと、状況に応じて養生すること等がマニュアル<sup>(注)</sup>や石綿障害予防規則等で示されていました。

今回の法改正では、全ての石綿含有建材について作業基準が定められており、石綿含有成形板等を除去する際は、大気汚染防止法施行規則第16条の4及び別表第7の4項の作業基準を遵守して下さい。なお、作業基準の遵守は、下請負人にも適用されます。

注：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省 平成26年6月）